

# 再生活用業者(特定製造業者)の指定(認定)の申請(新規・更新)又は事業の変更に関する申請(届出)書及び添付書類等一覧表

申請(届出)書類及び添付書類						
○再生活用業者(特定製造業者)指定(認定)申請書(新規・更新)……別記様式第1号						
○再生活用業者(特定製造業者)事業変更届出書(変更)……別記様式第2号						
法人			個人			
	新規	更新	変更		新規	更新
1. 定款又は寄付行為(原本証明をしたもの)						
2. 商業登記法第10条に規定する登記事項証明書(以下「商業登記事項証明書」という。)						
3. 直前の事業年度の法人税申告書別表第二「同族会社等の判定に関する明細書」の写し						
※下記4.5については①～③の方全員分が必要です。				※下記1, 2については①～③の方全員分が必要です。		
①役員(監査役、相談役、顧問等を含む。)				①申請者		
②発行済株式総数100分の5以上の株主又は出資者				②法定代理人(法定代理人が法人の場合、その法人の役員の方全員分)		
③政令で定める使用人				③政令で定める使用人		
4. 住民票抄本(本籍地が記載され、かつ、個人番号が記載されていないもの。)				1. 住民票抄本(本籍地が記載され、かつ、個人番号が記載されていないもの。※1)		
5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類				2. 法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類		
6. 法人が株主又は出資者として100分の5以上出資している場合、その法人の商業登記事項証明書				3. 法定代理人が法人の場合、その法人の商業登記事項証明書		
7. 本県において取得している廃棄物処理施設設置許可証の写し				4. 本県において取得している廃棄物処理施設設置許可証の写し		
8. 本県において取得している処理業の許可証の写し				5. 本県において取得している処理業の許可証の写し		
9. 再生利用に係る事業計画書(別記様式第2号)				6. 再生利用に係る事業計画書(別記様式第2号)		
10. 再生利用施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに再生利用施設の付近の見取図				7. 再生利用施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに再生利用施設の付近の見取図		
11. 再生活用業として使用する土地の不動産登記法第119条に規定する不動産登記事項証明書				8. 再生活用業として使用する土地の不動産登記法第119条に規定する不動産登記事項証明書		
12. 当該土地の使用権原のみを有する(他者から借りている)場合には使用貸借又は賃貸借契約書の写し				9. 当該土地の使用権原のみを有する(他者から借りている)場合には使用貸借又は賃貸借契約書の写し		
13. 申請者が再生利用施設の所有権(所有権を有しない場合には、再生利用施設を使用する権原)を有することを証する書類				10. 申請者が再生利用施設の所有権(所有権を有しない場合には、再生利用施設を使用する権原)を有することを証する書類		
14. 廃ペットボトルの搬入から再生利用に至るまでの一連の工程(以下「一連の工程」という。)を記載した書類				11. 廃ペットボトルの搬入から再生利用に至るまでの一連の工程(以下「一連の工程」という。)を記載した書類		
15. 一連の工程において、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていることを説明する書類				12. 一連の工程において、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていることを説明する書類		
16. 再生利用について継続的な取引関係を有することを説明する書類(別記様式第3号)				13. 再生利用について継続的な取引関係を有することを説明する書類(別記様式第3号)		
17. 事業の開始に要する資金の総額、調達方法等				14. 事業の開始に要する資金の総額、調達方法等		
18. 直前3年の各事業年度における①～④(※2) ①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表						
19. 直前3年の各事業年度における法人納税証明書(その1・納税額等証明用)(※3)						
今後5年間の収支計画(必要な場合のみ)						
				15. 銀行預金等の残高証明書		
				16. 固定資産の評価証明書(※4)		
				17. 直前3年の所得税の納税証明書(その1・納付額等証明用)(※3)		
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類				当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類		
20. (公財)日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会修了証の写し(※5)				18. (公財)日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会修了証の写し(※5)		
21. 組織図				19. 組織図		
22. 誓約書(申請者が法第14条第5項第2号イからへに該当しないことを誓約するもの)				20. 誓約書(申請者が法第14条第5項第2号イからへに該当しないことを誓約するもの)		
委任状(行政書士等に委任する場合)				委任状(行政書士等に委任する場合)		

※0: 申請(届出)書に添付する各種証明書類(商業登記事項証明書、住民票抄本、法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、不動産登記事項証明書、納税証明書、銀行預金等の残高証明書及び固定資産の評価証明書)は申請日前3月以内に発行されたものとしてください。

※1: やむを得ず、個人番号の記載がある住民票抄本を添付する場合は、個人番号部分を復元できない程度にマスキングした上で、提出してください。

※2: 以下の i 又は ii に該当する場合には、それぞれの書類を別途提出してください。

- i 直前の事業年度が債務超過であり、直前の事業年度の当期純利益及び直前3年の事業年度の当期純利益の平均がいずれもマイナスの場合

中小企業診断士、公認会計士、税理士又は行政書士(行政書士は、栃木県行政書士会の行う産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書類作成特別研修会修了者で、当該許可申請書の作成又は申請の代理を行う行政書士とは別の行政書士に限る。)が作成した診断書類並びに当該診断書類に基づく改善策及び今後5年間の収支計画を記載した書類を提出。

- ii 直前の事業年度が債務超過又は直前の事業年度の当期純利益若しくは直前3年の事業年度の当期純利益の平均がマイナスの場合

その理由と改善策を記した「今後5年間の収支計画」を提出。

※3: 納税証明書は「税務署(国税庁)」で発行しています(※県税事務所ではありません)。

※4: 固定資産の評価証明書は固定資産を有しない方でも発行されますので、必ず提出してください。

※5: 申請者(法人の場合は当該業務を統括する役員(監査役を除く)又は政令で定める使用人、個人の場合は申請者本人又は政令で定める使用人)が、次の区分により(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの行う講習会を修了していること。

講習内容	申請(届出)内容	再生活用業者(特定製造業者)の指定の申請(変更の届出)		
		新規	更新	変更
産廃処分新規		5年(注1)	5年(注1)	(注3)
特管産廃処分新規		5年(注1)	5年(注1)	(注3)
産廃・特管産廃処分更新		2年(注1、注2)	2年(注1)	(注3)

(注1)・・・表中「5年」とあるのは、「講習会の修了が申請日前5年以内であること」、「2年」とあるのは「同じく2年以内であること」を示す。

(注2)・・・他県において既に許可を取得している場合に限る。

(注3)・・・直前の指定の申請(新規・更新)の際に添付をした修了証の写しを添付すること